

東京都里親委託交流事業補助要綱

平成28年3月31日27福保子育第2728号
令和2年3月31日31福保子育第3628号
令和4年1月31日付3福保子育第2862号
改正 令和5年11月15日付5福祉子育第1456号

(目的)

第1 この補助金は、東京都里親委託交流事業実施要綱（平成28年3月31日付27福保子育第2727号。以下「実施要綱」という。）に基づき、児童相談所長が養育家庭、養子縁組里親及びファミリーホーム（以下「養育家庭等」という。）に委託をすることが適當と判断した児童（以下「委託候補児童」という。）と、当該委託候補児童を委託する候補として選定された養育家庭等（以下「候補家庭」という。）が委託前に行う交流に係る経費の一部を補助し、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第2 この補助金は、実施要綱に基づく東京都里親委託交流事業を実施する候補家庭を交付の対象とする。

(補助対象経費)

第3 補助金の交付の対象となる経費は、実施要綱第3の交流に必要な経費とする。

(補助金の交付額)

第4 この補助金は、委託候補児童1人を単位として、1日当たり5,180円を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする候補家庭は、交付申請書（第1号様式）その他必要とする書類を、別に定める期日までに知事に対し提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6 知事は、第5による交付申請があつた事業について適當と認める場合は、第7の条件を付して補助金の交付を決定し、候補家庭に対し、その結果を通知するものとする。

(補助金の補助条件)

第7 知事は、申請書の内容に疑義がある場合は、必要に応じて交付対象の候補家庭、委託候補児童、委託候補児童が措置されている施設職員及び児童相談所の職員に事実確

認する。

また、交付後に、候補家庭が提出した申請書に偽りの内容が含まれ、交付対象に該当しないことが判明した場合、交付した補助金の返還を求めることがある。

(実績報告)

第8 この補助金の交付を受けた候補家庭は、交流期間が終了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、事業実績報告書（第2号様式）及び里親委託交流事業実施報告書（第3号様式）その他必要とする書類を、別に定める期日までに知事に対し提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第9 知事は、第8の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、候補家庭に通知する。

(補助金の交付)

第10 知事は、第9に定める補助金の額の確定があったときは、補助金の支出を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日に施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月16日に施行し、令和5年4月1日から適用する。